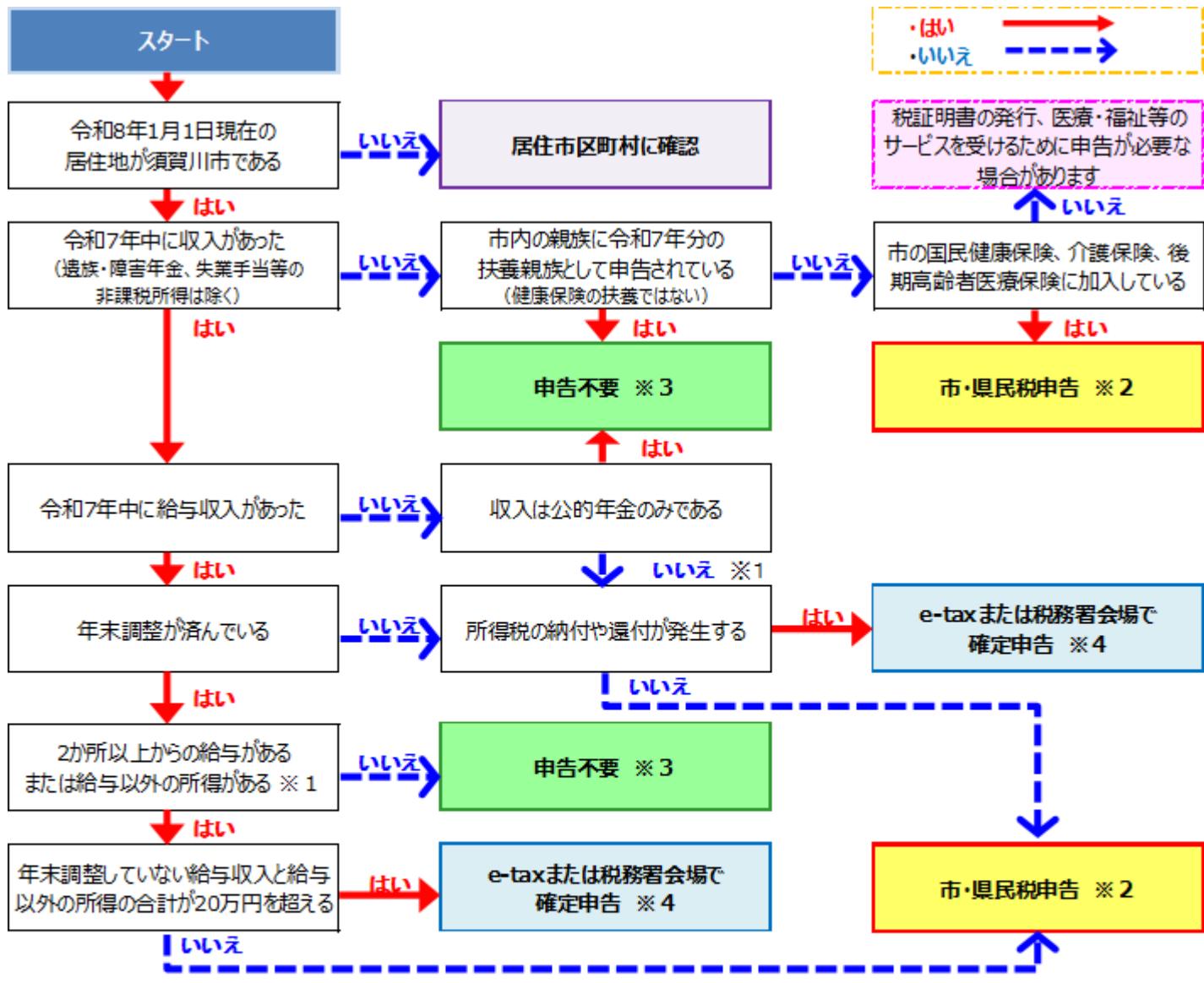


## ●申告の必要な方（フローチャート）



※1 営業、農業、不動産、雑所得（個人年金ほか）などがある場合

※2 上記で市・県民税申告が必要となった場合でも、下記の申告は市・県民税申告会場で受付できませんので  
税務署会場で確定申告を行ってください

- 青色申告 ○1年目の住宅ローン控除 ○亡くなられた方の申告 ○過年分の申告 ○免税牛 ○災害等による雑損控除
- 建物や株式の譲渡 ○配当所得 ○先物取引 ○外国税額控除 ○損失の繰越、繰越控除 ○過年度分の申告

※3 控除の追加がある場合は申告してください

※4 詳しくは、国税庁ホームページ「所得税の確定申告」をご覧ください

### ●よくある質問

- Q. 前年の収入が無い場合でも、申告は必要ですか？
  - A. 税証明書の発行、保険料の算定、各種手当、福祉サービス等を受けるうえで影響がでる場合がありますので、申告をお願いします。（市内の親族の申告や年末調整において扶養親族とされている方については、原則必要ありません。）
- Q. 前年の収入が公的年金のみの場合、申告は必要ですか？
  - A. 公的年金収入のみであれば、原則申告の必要はありません。ただし①年金収入の合計が 400 万円を超える方②公的年金以外に、農業所得、個人年金等の所得がある方③扶養控除や医療費控除等の各種控除の追加がある方は申告が必要となります。
- Q. 確定申告と市・県民税申告は何が違うのですか？
  - A. 確定申告は国税である所得税を納付したり、還付を受けたりするため税務署へ申告するものです。市・県民税申告は、市・県民税額の決定のほか、税証明書の発行や、国民健康保険税等の算定のために、前年の所得について市へ申告するものです。（なお、税務署へ確定申告をした方は、市・県民税の申告をしたものとみなされます。）